

一関地区広域行政組合一般職の職員に対する特殊勤務手当支給条例

平成18年4月1日

一関地区広域行政組合条例第17号

(趣旨)

第1条 この条例は、一関地区広域行政組合一般職の職員の給与に関し準用する一関市一般職の職員の給与に関する条例（平成17年一関市条例第39号）第13条の規定に基づき、その職務の特殊性を有する職員に対する特殊勤務手当（以下「手当」という。）に関し定めるものとする。

(手当の種別及び支給額並びに区分)

第2条 手当の種別及び支給額並びに支給区分は、別表のとおりとし、管理者が必要と認めたとき、これを支給することができる。

(支給方法)

第3条 手当は、その月分を翌月の給料支給日までに支給する。

(委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成18年4月1日（以下「新組合設置の日」という。）の前日において解散前の東磐環境組合、東磐広域行政組合、一関地方衛生組合若しくは一関地方広域連合（以下「解散前の組合等」という。）の職員であった者で一関地区広域行政組合に出向されたものに係る新組合設置の前日においてこの条例の規定に相当する解散前の組合等の規程によりなされた特殊勤務手当に係る決定、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた決定、手続その他の行為とみなす。

別表（第2条関係）

手当の種別	区 分	支 給 額
高所作業手当	日額	320円以内
廃棄物処理作業手当	日額	290円以内